

令和3年5月17日

保護者の皆様

旭川市立旭川第一小学校
校長 菅野 聖一

緊急事態宣言を踏まえた学校における新型コロナウイルス感染症対策 に伴う教育活動等について

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また日頃より、本校教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、緊急事態措置区域に北海道が追加され、全道域が緊急事態措置の対象とされました。特に感染者数の急激な拡大がみられる旭川市は、特定措置区域とされ、5月16日（日）～5月31日（月）迄の期間、より一層の強い対策を行うこととなりました。

この状況を踏まえ、北海道教育委員会、旭川市教育委員会より「学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた教育活動等について」の通知もあり、本校としまして、下記の感染症対策を徹底し、児童の安心・安全を第一に考えた教育活動を推進して参ります。

つきましては、上記期間中においては、国の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」等に基づき、次のような対応をいたします。下記内容をご確認いただき、本校の教育活動等へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、内容等の変更の際には、改めてお知らせいたします。

記

1 感染予防対策と健康指導について

(1) 朝の健康チェックについて

登校前の健康チェック（検温、健康チェック：体調が優れない、だるさがある等）については、継続して必ずお願いいたします。微熱、体調の優れない場合は自宅待機をお願いいたします。その場合、出席停止として扱います。

また、発熱の有無にかかわらず、同居家族に風邪症状がある場合は、症状がなくなるまで自宅待機をお願いいたします。その場合も出席停止として扱います。

なお、児童本人や同居家族が、新型コロナウイルス感染症に感染した、濃厚接触者に特定された、PCR検査等を受けることになった場合は、学校まで必ず連絡をお願いいたします。（学校：電話 76-2406）

(2) 感染予防対策

各学校では、引き続き以下のことに取り組みます。

- ・マスク着用
- ・休み時間毎の換気。（状況によっては30分ごと）
- ・手洗いの徹底と手指消毒。
（手洗いの6つのタイミング：外から教室へ入るとき、咳やくしゃみ・鼻をかんだとき、給食の前後、清掃の後、トイレの後、共有のものを触ったとき）
- ・身体的な距離（ソーシャルディスタンス）の確保。
また、免疫力を高めるためには、「十分な睡眠」、「適度な運動」、「バランスの取れた食事」が大切となります。ご協力をお願いいたします。

2 日常の教育活動について

(1) 各教科・領域での学習について

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する管理衛生マニュアル」に基づき、以下のような活動は「感染症対策を講じてもお感染リスクが高い学習活動」のため、この期間は行いません。

- ・各教科に共通する活動として「児童が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」

※裏面に続く

- ・理科における「児童同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・図画工作、美術、工芸における「児童同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭科における「児童同士が近距離で活動する調理実習」
- ・体育における「児童が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

(2) 清掃活動について

期間中は、児童生徒による清掃活動は行いません。

*児童が下校後、教職員で行います。

(4) オンライン学習について

学級閉鎖等により、やむを得ず学校に登校できない場合、家庭学習のためにタブレット端末等の貸出しができます。貸出しを希望される場合は、学校まで連絡をお願いいたします。

3 学校行事について

- ・修学旅行、運動会については延期とします。今後の実施日程や内容については、決定次第、お知らせいたします。
- ・校外での学習（遠足含む）については延期とします。今後の実施日程や内容については、決定次第、お知らせいたします。なお、20日（木）の遠足延期に係わる昼食については、給食となります。お弁当の準備は不要です。

4 その他

- ・緊急事態宣言期間中の日課を、放課後の消毒作業のため、全て特別日課とします。下校時刻は5年生は14：40となります。2年生の月・火曜日は13：00です。
- ・学校スポーツ開放事業は、5月17日（月）～5月31日（月）まで休止となります。